

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ハウススタジオ協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(定 義)

第3条 この定款においてハウススタジオとは、制作物ごとにシチュエーション、背景のセットを作成するいわゆる撮影スタジオとは異なり、一般社会生活における多種多様なシチュエーション、背景を撮影専用として貸出している土地及び建物をいう。

(運営責任)

第4条 当法人の会員は、事業運営上、音・照明、機材の搬入出、車両・多数のスタッフの出入り等、近隣に対し少なからず負担を掛けていることを自覚し、十分な配慮のもと撮影条件を維持し、責任をもって業務管理しなくてはならない。

(目 的)

第5条 当法人は、ハウススタジオの適正な運営を確保し、もって業界の健全な発展及び活性化に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. ハウススタジオに関する調査、情報収集及び情報提供
2. ハウススタジオの健全かつ適正な運営を確保するために必要な基準の策定及び普及
3. ハウススタジオ施設、関連設備における安全管理基準の策定及び普及

4. ハウススタジオ利用者及び関係者の個人情報保護のために必要かつ適切な措置の策定及び普及
 5. 優良で適正なハウススタジオ事業を展開し、その体制が整っている事業者の認定及び公表
 6. ハウススタジオに関する意見の公表及び行政庁等への申出
 7. 会員相互の連絡協調を図る施策及び会員向け会報の発行
 8. 関連する企業、団体、個人との交流の促進及び実施
 9. ハウススタジオ事業者及び従事者の社会的地位の向上に寄与する宣伝、啓発活動
10. ハウススタジオに関する不動産の賃貸、売買及び内外装工事の支援
 11. その他当法人の目的を達するために必要な事業

(公告方法)

第6条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 会員及び社員

(種 別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 一 特別会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 二 正会員 当法人の事業を主体的に運営するため入会した個人又は団体

(入会等)

第8条 特別会員又は正会員として入会しようとする者は、次のとおりとする。

- 一 特別会員 理事の決定で別に定める入会申込書により申込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに特別会員となる。
- 二 正会員 2名以上の社員の推薦の上、代表理事の承認後に社員総会で承認がであったときに正会員となる。

(会 費)

第9条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事の決定で別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会の申出は、やむを得ない事由がない限り、1か月前にするものとする。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- 二 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 三 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章　社員総会

(招集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第20条 当法人の理事の員数は、2名以上12名以内とする。

(理事の資格)

第21条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任するものとする。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任の方法)

第22条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第23条 理事のうち1名を代表理事とし、理事の互選によって定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(理事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基 金

(基金の拠出)

第26条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第29条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第31条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第32条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会において総社員の過半数が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第34条 当法人は、社員総会において総社員の過半数が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第35条 当法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の過半数が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第36条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国又は地方公共団体若しくは当法人と類似の事業を目的とする他の法人に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第37条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができるものとする。

- 2 事務局長及び重要な職員は、理事長が社員総会の承認を得て任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、社員総会で別に定める。

第9章 雜則

(委任)

第38条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関して必要な細則は、社員総会の決議を得て理事長がこれを定めるものとする。

(定款に定めのない事項)

第39条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上